

# 平成 31 年度分国民健康保険税額及び標準保険料率の算定結果について

平成 31 年 2 月 14 日

国保医療課

## 1 算定の目的

平成 30 年度からの国民健康保険制度においては、県内国保加入者の医療費等を県内の全市町村で負担する（支え合う）仕組みとなった。県も市町村とともに保険者となり、国保財政運営の責任主体として、国保運営の中心的な役割を担っている。

毎年度、県は県全体の医療費を推計し、それを基に市町村ごとの国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の決定及び標準保険料率の算定を行い、各市町村はこれらを参考に保険料率を決定する。

今回、国民健康保険法並びに国が示すガイドライン及び係数に基づき、平成 31 年度分の国保保険税額及び標準保険料率の算定を行うとともに、これを基に県の平成 31 年度国民健康保険事業特別会計当初予算案を編成した。

## 2 激変緩和の実施

市町村ごとの納付金額の算定にあたっては、所得水準、被保険者数や世帯数及び年齢調整後医療費水準を反映させ、納付金額を按分する。

これにより、納付金の仕組みがなかった平成 29 年度以前に比べ、被保険者の負担が増加する市町村が生じるため、国の交付金や県の法定繰入金を活用して激変緩和を行った。

加えて、平成 30 年度からの被保険者の急激な負担増を抑えるための激変緩和を行った。

### 3 算定結果の概要

#### (1) 算定結果

大分県の一人当たり保険税平均額（年額）【医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分合算】

平成 30 年度分 算定 ①	平成 31 年度分 算定【激変緩和前】 ②	平成 31 年度分 激変緩和額 ③	平成 31 年度分 算定【激変緩和後】 ④=②+③	比較	
				金額の差 ⑤=④-①	増加率 ⑥=⑤/①
127,767 円	132,485 円	▲1,502 円	130,983 円	3,216 円	2.52%

※市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除く

#### (2) 平成 31 年度分算定【激変緩和後】④と平成 30 年度分算定①の比較

3,216 円（増加率 2.52%）

{	内訳	(ア) 自然増	6,313 円 ( 4.94%)
		(イ) 公費拡充等	▲1,595 円 (▲1.25%)
		(ウ) 激変緩和	▲1,502 円 (▲1.17%)

公費拡充等や激変緩和による減少があるものの、自然増による影響が大きかった。

#### (3) 留意事項

ア 平成 31 年度の県全体の医療費については、国のガイドラインに基づき、平成 29 年度の医療費実績を基に、一人当たり診療費等の伸び率を用いて推計した。

イ 国が示した診療報酬改定等を反映した係数に基づき、平成 31 年度分の算定を行った。

ウ 平成 31 年度分の保険税率は、県が算定した標準保険料率を参考に、各市町村が決定する。

エ 記載した税額は、あくまでも県全体の一人当たり平均額であり、実際の保険税額は各市町村（各被保険者）によって異なる。

### 4 添付資料

#### (1) 別紙 1：平成 31 年度分国保保険税額の算定結果

平成 30 年度分と平成 31 年度分の一人当たり保険税額の比較

#### (2) 別紙 2：平成 31 年度分標準保険料率の算定結果

#### (3) 別紙 3：国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法について

別紙1

平成31年度分国保保険税額の算定結果  
【平成30年度分と平成31年度分の一人当たり保険税額の比較】(年額)

【留意事項】  
この算定結果は、国が示す確定係数に基づき、平成31年度分を算定したものの。

《医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合算》※市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除く(一人当たり保険税必要額)

(単位:円)

市町村名	平成30年度分算定 ①	平成31年度分算定 【激変緩和前】 ②	平成31年度分算定と平成30年度分算定の比較 ②-①			激変緩和額 ③	平成31年度分算定 【激変緩和後】 ④=②+③	比較	
			うち自然増 (ア)	うち公費拡充等 (イ)	金額の差 ⑤=④-①			増加率 ⑥=⑤/①	
									④=②+③
大分市	133,680	139,967	6,287	6,545	▲ 258	▲ 4,217	135,750	2,070	1.55%
別府市	114,886	114,348	▲ 538	5,711	▲ 6,249	1,956	116,304	1,418	1.23%
中津市	121,553	124,467	2,914	5,943	▲ 3,029	▲ 551	123,916	2,363	1.94%
日田市	129,270	137,461	8,191	6,497	1,694	792	138,253	8,983	6.95%
佐伯市	129,800	129,000	▲ 800	6,495	▲ 7,295	4,500	133,500	3,700	2.85%
臼杵市	125,911	124,309	▲ 1,602	6,234	▲ 7,836	2,789	127,098	1,187	0.94%
津久見市	109,932	123,223	13,291	5,188	8,103	▲ 9,121	114,102	4,170	3.79%
竹田市	149,030	153,686	4,656	7,647	▲ 2,991	2,112	155,798	6,768	4.54%
豊後高田市	123,605	126,670	3,065	6,106	▲ 3,041	▲ 42	126,628	3,023	2.45%
杵築市	128,085	132,736	4,651	6,331	▲ 1,680	999	133,735	5,650	4.41%
宇佐市	120,026	123,224	3,198	5,961	▲ 2,763	1,304	124,528	4,502	3.75%
姫島村	94,952	103,017	8,065	5,104	2,961	▲ 2,448	100,569	5,617	5.92%
日出町	122,677	138,035	15,358	5,902	9,456	▲ 8,881	129,154	6,477	5.28%
九重町	128,960	139,873	10,913	6,445	4,468	▲ 2,848	137,025	8,065	6.25%
玖珠町	135,441	141,122	5,681	6,874	▲ 1,193	▲ 3,075	138,047	2,606	1.92%
豊後大野市	124,597	126,630	2,033	6,065	▲ 4,032	▲ 347	126,283	1,686	1.35%
由布市	132,440	141,427	8,987	6,603	2,384	▲ 2,589	138,838	6,398	4.83%
国東市	116,865	127,777	10,912	5,849	5,063	▲ 7,689	120,088	3,223	2.76%
県平均	127,767	132,485	4,718	6,313	▲ 1,595	▲ 1,502	130,983	3,216	2.52%

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」に基づき算定。

2 一人当たり保険税必要額は、市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いた額(本来の保険税額)であり、法定外一般会計繰入等を行った場合、実際の保険税額は一般的にこの金額より低くなる。

3 うち公費拡充等(イ)については、30年度分と比較して31年度分の公費が増加した市町村は、▲で表示。

## 平成31年度分標準保険料率の算定結果

【留意事項】

この算定結果は、国が示した確定係数に基づき平成31年度分を算定したものの。

市町村名	平成31年度分標準保険料率(3方式)								
	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
大分市	10.02	29,231	20,402	3.03	8,931	6,234	3.06	11,239	5,177
別府市	9.68	28,226	19,701	3.17	9,345	6,523	3.11	11,440	5,270
中津市	9.79	28,534	19,916	3.00	8,848	6,176	2.89	10,604	4,885
日田市	10.01	29,181	20,368	3.05	9,006	6,286	2.93	10,755	4,954
佐伯市	9.80	28,590	19,955	3.08	9,083	6,340	2.97	10,920	5,030
臼杵市	9.67	28,190	19,676	3.12	9,199	6,421	3.07	11,293	5,202
津久見市	9.63	28,080	19,599	2.98	8,801	6,143	2.15	7,882	3,631
竹田市	9.93	28,947	20,204	3.20	9,439	6,588	3.48	12,799	5,896
豊後高田市	9.61	28,014	19,553	3.05	8,995	6,278	2.72	10,012	4,612
杵築市	10.73	31,280	21,833	2.96	8,740	6,101	3.21	11,782	5,427
宇佐市	9.54	27,821	19,418	3.01	8,884	6,201	2.91	10,704	4,931
姫島村	6.78	19,782	13,808	3.01	8,887	6,203	2.93	10,766	4,959
日出町	10.30	30,026	20,957	2.94	8,674	6,054	2.67	9,793	4,511
九重町	9.75	28,441	19,851	2.80	8,251	5,759	2.65	9,722	4,478
玖珠町	9.93	28,954	20,209	2.97	8,745	6,104	2.98	10,950	5,044
豊後大野市	10.36	30,218	21,091	3.03	8,932	6,235	3.00	11,012	5,073
由布市	10.58	30,860	21,540	3.17	9,361	6,534	3.30	12,133	5,589
国東市	9.00	26,252	18,323	3.04	8,960	6,254	2.95	10,854	5,000

注1 国が示す「国民健康保険における納付金及び標準保険料率の算定方法について(ガイドライン)」により県が算定したもので、この保険料率により計算した一人当たり保険税額が別紙1の「平成31年度分算定【激変緩和後】④」の額となる。

2 市町村の決算補填目的の法定外一般会計繰入等を除いている。

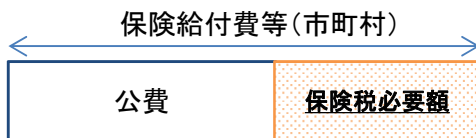
3 各市町村は標準保険料率を参考に保険税率を決定するため、実際の保険税率は標準保険料率とは異なる場合がある。

4 3方式とは、所得割(世帯に属する被保険者の所得に応じて)、均等割(被保険者一人当たり)、平等割(一世帯当たり)によって、世帯の国保保険税額を算定する方法。

制度改革前

各市町村が保険税率を算定

- ・各市町村は医療費等の推計をもとに、保険給付費等を算定
- ・算定した保険給付費等から公費(国庫負担金等)を差し引いた保険税必要額に基づき保険税率を算定

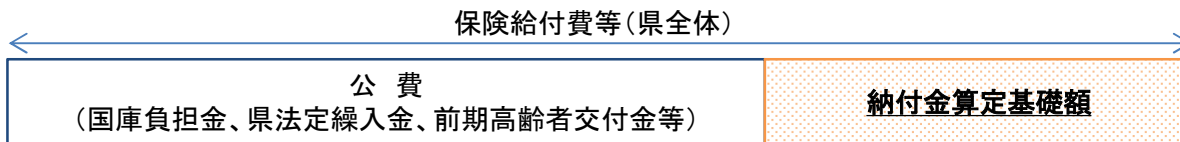


制度改革後

1

県が県全体の納付金算定基礎額(納付金必要額)を算定

- ・県全体の保険給付費等から県への公費(国庫負担金等)を除算し、納付金算定基礎額を算定



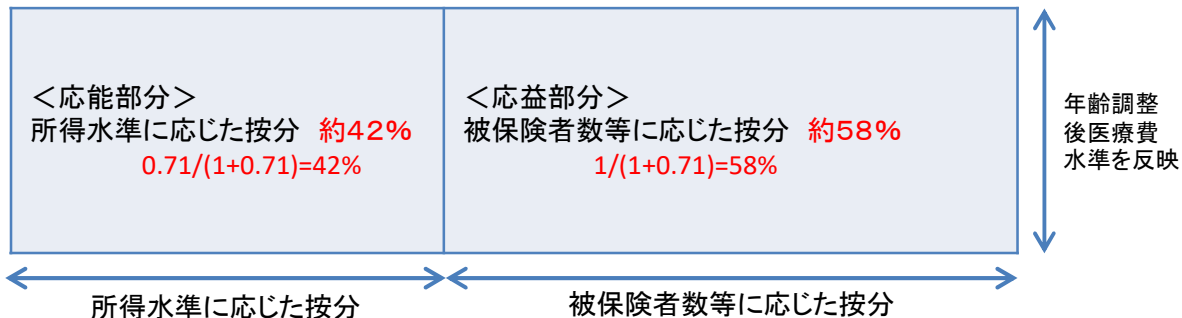
納付金算定基礎額を各市町村の医療費水準、所得水準等に基づき按分して負担を求める

2

市町村ごとの納付金額を算定

- ① 応能部分: 市町村の所得水準の反映  
所得が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(支払う能力が大きい)
- ② 応益部分: 市町村の被保険者数と世帯数の割合の反映  
被保険者数等が多い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(支払う人数が多い)
- (2) 市町村の年齢調整後医療費水準の反映(医療分のみ)  
医療費が高い市町村には、多くの納付金額を割り当てる(費用が多くかかっている)
- (3) 応能部分・応益部分と医療費水準に応じて按分

◎市町村ごとの納付金シェアの求め方(下図の面積) ※全国を1とした場合の大分県の所得水準=0.71

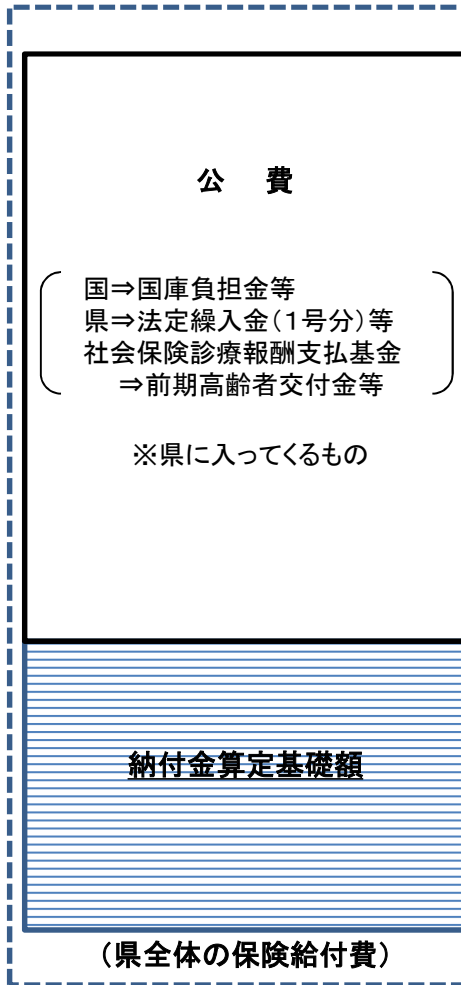


# 国保事業費納付金及び市町村標準保険料率の算定方法について（2）

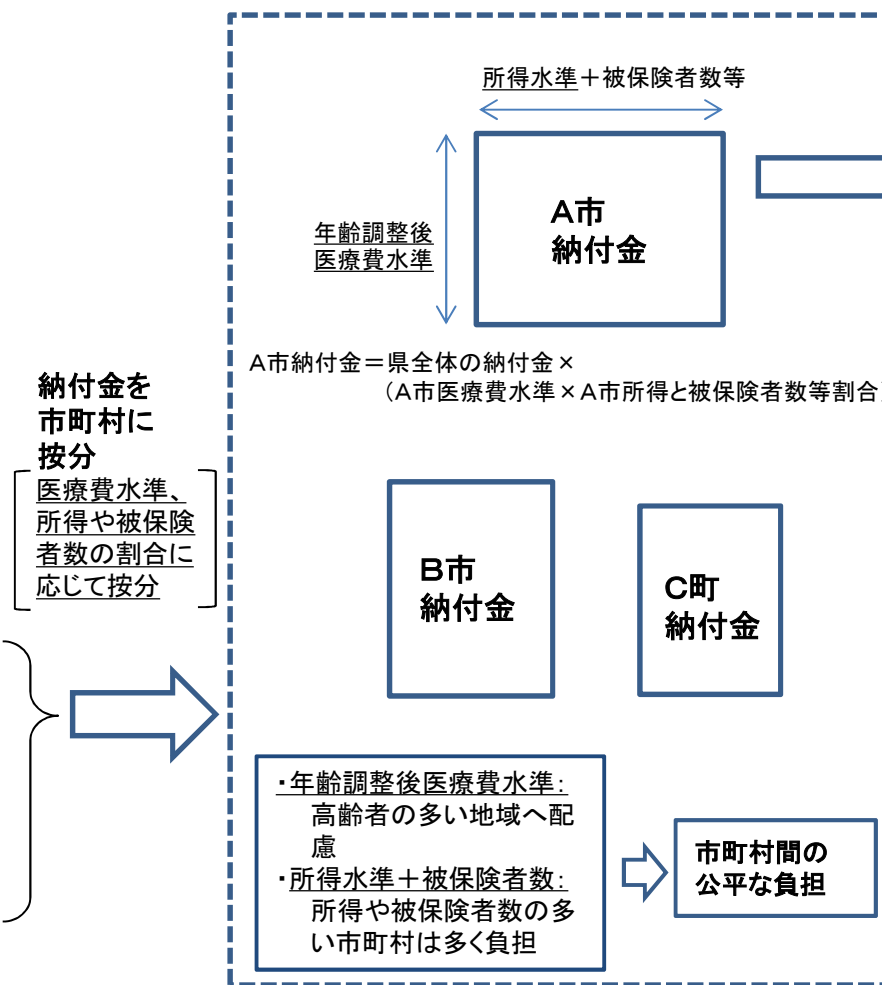
## 国保事業費納付金の算定

## 標準保険料率の算定

### ①県全体保険給付費等の推計



### ②市町村ごとの納付金額の決定



### ③保険税必要額・標準保険料率の算定

